

対 象 車： 令和7年度から令和9年度までに初回新規登録された自動車
 軽 課 年 度： 初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分

自動車の区分		税率 (軽減率)
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車および一定の天然ガス自動車		おおむね 75%軽減

対 象 車： 令和7年度中に初回新規登録された営業用乗用車
 軽 課 年 度： 令和8年度分

自動車の区分				税率 (軽減率)
ガソリン車 LPG車	平成30年排出ガス基準50%低減 または 平成17年排出ガス基準75%低減	かつ	令和12年度燃費基準90%達成車 令和2年度燃費基準達成車	おおむね 75%軽減
クリーン ディーゼル車	平成30年排出ガス規制適合 または 平成21年排出ガス規制適合	かつ	令和12年度燃費基準90%達成車 令和2年度燃費基準達成車	おおむね 75%軽減

備考 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証（車検証）に記載または記録されています。